

第159回国会閣第33号に対する修正案

第159回国会衆議院厚生労働委員会可決

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「平成十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七条第一項及び第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則第二条第一項中「改正後の児童手当法（以下「新法」という。）」を「新法」に改め、同項第一号中「現に」を削る。